

令和4年度 電気通信積算基準の改定について

(前) 国土交通省 大臣官房 技術調査課 電気通信室 企画専門官 なかむら 中村 じゅんいち 淳一

1. はじめに

国土交通省土木工事標準積算基準(電気通信編)(以下、「電気通信積算基準」という)は、電気通信設備工事等に必要とされる標準的な歩掛等を設定しているもので、国土交通省が発注する電気通信設備工事における予定価格の積算に使用されています。これら電気通信積算基準は、適切な積算に資するため常に実態に即した内容であることが必要であり、毎年実施している施工実態調査等において、技術動向・社会動向・関連技術基準の改定等を反映させ、歩掛の見直しや新たな技術・工

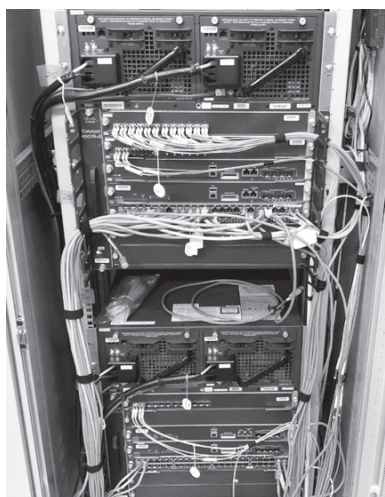


写真-1 IP ネットワーク機器

法の追加等の改定を行っています。

今回の改定では、試行歩掛の本基準化をするとともに、新たな設備についての試行歩掛を策定しています。特に、太陽光発電設備の設置に係る試行歩掛を策定するなど、公共インフラ分野におけるカーボンニュートラル社会の実現に向けた取り組みを推進します。

2. 電気通信積算基準の改定概要

(1) 新たな歩掛(システム・インテグレーション※)の制定

以下の新たな設備の歩掛(システム・インテグレーション)を制定しました。

- ・IP ネットワーク機器(写真-1)
- ・統合型IP 電話交換設備
- ・無線LAN 設備
- ・ネットワーク伝送装置(SDN 方式)

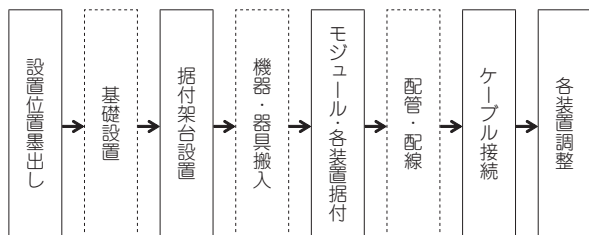
※システム・インテグレーションとは、機器の既存ネットワークへの接続、ネットワークの設定・変更等により全体システムを機能させるために必要なネットワーク設計、ネットワークデータ作成、試験、ドキュメント作成などの作業をいう。

3. 電気通信積算基準に係る 試行歩掛の概要

(1) 新たな設備の試行歩掛の策定

以下について、新たな設備の試行歩掛（据付・調整）を策定しました。

- ・太陽光発電設備（図－1, 2, 写真－2）

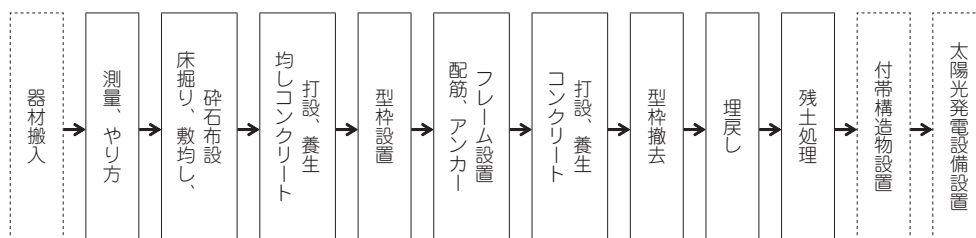


※本歩掛で対応しているのは、実線部分である。

図－1 太陽光発電設備設置工 施工フロー



写真－2 太陽光発電設備

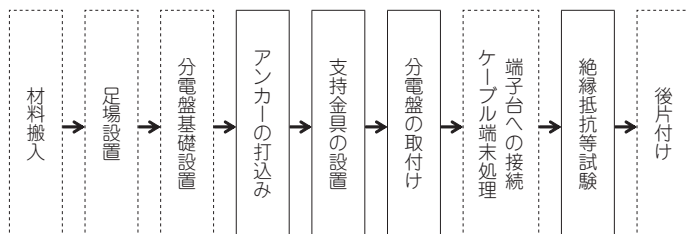


※本歩掛で対応しているのは、実線部分である。

図－2 太陽光発電設備基礎工 施工フロー

- ・自立型分電盤（機械施工）（図－3, 写真－3）

○自立盤



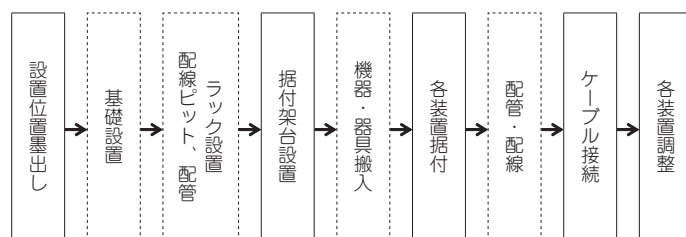
※本歩掛で対応しているのは、実線部分である。

図－3 自立型分電盤取付（機械施工） 施工フロー



写真－3 自立型分電盤

・屋外用無停電電源装置（図－４，写真－４）



※本歩掛で対応しているのは、実線部分である。

図－４ 屋外用無停電電源装置据付・調整 施工フロー



写真－４ 屋外用無停電電源装置

4. おわりに

今回紹介した基準を含め、国土交通省ホームページに詳細を掲載しています。国土交通省地方整備局等の発注工事においては、入札書提出締切日が令和４年４月１日以降の案件から今回改定した積算基準を適用します。ただし、入札書提出締切日が令和４年３月１日から３１日の間の案件は、特例措置として旧基準のまま予定価格を算定し、

契約後に変更できることとしています。

今回の改定により、より実態を踏まえた適切な積算が可能となるとともに、適切な工期設定が行えることから、受注者及び発注者の設計積算の合理化が推進されるなど、働き方改革につながることを期待しています。

【参考ホームページ】

電気通信関係積算基準等 <https://www.mlit.go.jp/tec/it/denki/densekisankijun.html>